

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金の付加年金という お得な制度があります

▼付加年金の保険料は月額 400 円です
定額保険料に付加保険料をプラスして
納付すると将来受け取る老齢基礎年金に
付加年金が上乘せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金と
して 2 年間受け取るだけで取り戻せます。

▼いくら上乘せされるかという...

付加年金の受給額 (年額)

受給基本額 200 円 × 付加保険料を納め
た月数の付加年金が加算されます。

例：付加保険料を 10 年間納めた場合

○納付する付加保険料

400 円 × 10 年 (120 月) = 48,000 円

○付加年金受給額 (年額)

200 円 × 10 年 (120 月) = 24,000 円

したがって、付加年金を 2 年間受給する
と、納付した付加保険料総額と同額になり、
3 年目以降も継続され、「もらい得」になる
大変お得な制度です。

▼付加年金に加入できる人

国民年金の第 1 号被保険者と 65 歳未満
の任意加入被保険者です (国民年金基金に
加入中の方は加入できません)。

津別病院・予防接種受付時間延長のお知らせ

日本脳炎予防接種の受付時間

旧：毎週月曜日 15:00 ~ 15:30 → 新：毎週月曜日 15:00 ~ 16:00

問い合わせ先 津別病院 ☎76-2121

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北
海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査
委員」に申立てができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な
立場から、道の機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある
ときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

申立て方法

道庁『道政相談センター』及び各総合振興局の総務課
に用意している苦情申立書 (道のホームページからもダ
ウンロードできます) に必要な事項を記入し、提出して
ください。郵送、FAX、メールでも申立てができます。

問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011 - 204 - 5523 (直通)

FAX 011 - 241 - 8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

新しい動き続々！ 津別町の地方創生最前線！！

～現在インターネットで公開中、町のHPをご覧ください～

まちづくり会社、コワーキングスペース、ゲストハウス、道東エリアノ
ベーションプロジェクト、庁舎建設による新しい町のカタチづくりや、歌のう
ますぎる心理カウンセラー山田賢明さんの弾き語りライブなどなど。最近メディアにも多く取り上げられる津別町の地方
創生の取り組みをご紹介します。なぜ津別町は地方創生に強く取り組むのか？ 今も激しく動く津別町の地方創生に迫ります！



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信 (月 1 回) す
ること、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふ
るさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10 年
後 20 年後の町民への財産とします。完成した映像は、町の Web
サイトや道東テレビ、YouTube 等で公開いたします。また、さん
さん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサ
イネージ (映像看板)」でも視聴することができます。
※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎ 76 - 2151 (内線 215)

職員がレポ
ーターに挑戦



介護保険制度のお知らせ

介護保険施設の居住費及び
食費の減額申請

介護保険施設 (特別養護老人ホ
ム、介護老人保健施設、介護療養型
医療施設) に入所 またはショート
ステイを利用されている方の居住
費、食費負担額の減額認定期間が
7 月 31 日で満了することに伴い、
8 月 1 日からの減額認定の更新手
続き及び新規の申請を受け付けて
います。

これは、本来自己負担となる介
護保険施設での居住費と食費
(ショートステイを含む) について
町民税非課税世帯の方を対象に負
担の軽減を図るものです。
なお減額認定は、申請のあった
月の初日までしかさかのぼること
ができませんので、ご注意ください。

負担軽減の基準

申請書の添付
書類として、金
融機関への照会
に対する同意書、
預貯金通帳等の
写しが必要とな
り、町は必要に

所得要件	・町民税非課税 ・配偶者も町民税非課税 (別世帯も含む)
資産要件	預貯金等が一定額以下 単身世帯：1,000 万円 夫婦世帯：2,000 万円

応じて銀行等に口座情報の照会を
行います。また不正受給があった
際は、加算金が課される場合があ
ります。

介護保険負担割合証を 送付します

要支援・要介護認定を受けている
方、介護予防・日常生活支援総合事
業対象者の方に、介護サービスに
利用する際の負担割合を記載した
「介護保険負担割合証」を送付しま
す。

現在お送りしている負担割合証
の利用適用期間が 7 月 31 日で満了
することから、8 月 1 日からの負
担割合証を送付しますので、介護
サービスを利用の際に今回お送り
する「介護保険負担割合証」と「介
護保険被保険者証」を、一緒にケア
マネージャーとサービス提供事業
所に提示してください。

※現在お持ちの「介護保険負担割合
証」については 8 月以降各自で破棄
してください。

問い合わせ先

保健福祉課介護係係⑬番窓口
☎ 76 - 2151 (内線 230)

《20 歳前の傷病により障害年金を受けている方へ》 8 月から障害状態確認届 (診断 書) 等の手続きが変更されます

① 今後は所得状況届を提出いただく
必要がありません

日本年金機構が町から所得情報の提供
を受けることとなるため、これまで提出
していた所得状況届 (ハガキ) は、
今後は原則として提出いただく必要があ
りません。
※日本年金機構が前年分の所得の提供を
受けられないときは、これまでどおり所
得状況届の提出が必要となりますので、
届出に関する必要な案内を送付します。

② 障害状態確認届 (診断書) の提出
時期を誕生月の月末に変更します

これまで障害状態確認届 (診断書) は、
7 月末までに提出いただいていた。今
後は誕生月の末日までに提出してい
ただくようお願いいたします。次回診断書
提出予定年月については前回認定時に
ご案内していますが、今年度は令和元年
7 月以降の最初の誕生月に変更となり
ました。

この取扱いは提出期限が 8 月以降と
なる方が対象です。

③ 障害状態確認届 (診断書) の作成
期限が 1 か月以内から 3 か月以内に

拡大されています

これまで 6 月末頃に送付していた障
害状態確認届 (診断書) の用紙は、今後
誕生日の 3 か月前の月末に日本年金機
構より送付します。

この取扱いは提出期限が 8 月以降と
なる方が対象です。仮に障がいの状態
が悪化している場合でも、年金額の改定
は提出期限 (誕生日の属する月の末日)
の翌月からとなります。

④ 障害給付額改定請求書に添付する
診断書も作成期間が拡大されます

これまで障害給付額改定請求書には、
提出する 1 か月以内の障がいの状態を
記入した診断書を添えることとされて
いました。
変更後は提出する 3 か月以内の障が
いの状態を記入した診断書を添えてく
ださい。この取扱いは 8 月以降の請求
分が対象です。

問い合わせ先

役場戸籍年金係
☎ 76 - 2151 (内線 222・223)
・北見年金事務所
☎ 0157 - 33 - 6008